

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

告示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定に基づく指定区域の指定 第409号 (資源循環推進課) 1

選挙管理委員会告示

- 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消し 第67号 (選挙管理委員会事務局) 2

公告

- 愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業に関する総合評価一般競争入札の実施 (防災危機管理課) 2
- 認定鳥獣捕獲等事業者の鳥獣捕獲等事業に係る変更の認定 (自然環境課) 5
- 認定鳥獣捕獲等事業者の認定の有効期間の更新 (同) 5
- 大規模小売店舗の新設の届出 (商業流通課) 5
- 大規模小売店舗の変更の届出 (同) 7
- 土地改良事業計画書の縦覧 (農地計画課) 8
- 公共測量の実施 (用地課) 9

告示

愛知県告示第409号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を次のように指定する。

令和5年10月20日

愛知県知事 大村 秀章



番号	指 定 区 域	埋立地の区分
164	新城市作手菅沼字寺ノ入12番5の一部	政令第13条の2第1号

- 備考 1 埋立地の区分の欄中「政令」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいい、指定区域がその規定に該当する埋立地であることを示す。
- 2 指定区域の欄に掲げる区域は、令和5年10月20日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

選挙管理委員会告示

愛知県選挙管理委員会告示第67号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき指定した施設の長が不在者投票管理者となる次の施設について、令和5年10月10日指定の取消しをした。

令和5年10月20日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

名 称	所 在 地
尾西記念病院	一宮市富田字宮東1718番地1

公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当します。

令和5年10月20日

愛知県知事 大村 秀章

1 調達内容

- (1) 事業名称
愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業
- (2) 事業場所
西春日井郡豊山町青山地区
- (3) 事業概要

ア 事業方式

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、愛知県基幹的広域防災拠点（以下「防災拠点」という。）の建設等については、事業者が自らの提案をもとに施設の設計及び建設（一部の施設の建設を除く。）を行った後、県に施設の所有権を移転する方式（B T : Build Transfer）により実施し、防災拠点の運営等については、県が事業者に対して、施設の公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。）を設定する公共施設等運営権（コンセッション）方式により実施することとします。

イ 契約期間

契約締結日から令和29年3月31日まで

ウ 事業範囲

入札説明書で示す事業範囲とします。

2 競争参加資格

(1) 応募者等の構成

応募者は、本事業の実施に足る資金及び経営マネジメント体制を備えた応募企業又は応募グループとします。応募グループにより応募する場合は、構成企業の中から代表企業を定め、必ず代表企業が応募手続を行うものとします。

なお、応募企業又は応募グループの各構成企業は、他の応募企業又は他の応募グループの構成企業として本入札に参加できないものとします。

応募者は、参加表明書において、本事業に係る業務に携わる応募企業又は応募グループの構成企業の企業名（応募グループにあっては、代表企業名を含む。）及び携わる業務を明記することとします。

ア 代表企業の取扱い

原則、変更できないものとします。

ただし、防災拠点の運営開始後は、県が承認した場合に限り、代表企業を変更できるものとしますが、新たな代表企業は、落札者の決定後に設立される特別目的会社の出資企業（特別目的会社の設立

時から出資企業である者に限る。)から選任されるものとします。

イ 構成企業の取扱い

県が承認した場合に限り、変更できるものとします。

なお、他の応募企業又は応募グループの構成企業であった者は、参加できないものとします。

(2) 応募者等の参加要件

応募企業又は応募グループの各構成企業のいずれも、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、次に掲げる要件を満たすこととします。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ P F I法第9条に規定する欠格事由に該当しない者であること。

エ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。

オ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

カ 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人又はその法人と資本関係若しくは人的関係がある者でないこと。

なお、本事業のアドバイザー業務に関わっている法人は、次に示すとおりです。

- ・ E Y新日本有限責任監査法人
- ・ 三菱U F Jリサーチ&コンサルティング株式会社
- ・ 西村あさひ法律事務所
- ・ 株式会社佐藤総合計画

キ 県が設置する愛知県基幹的広域防災拠点整備事業P F I事業者選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係がある者でないこと。

ク 他の応募企業又は応募グループとの間に、資本関係又は人的関係がある者でないこと。

(3) 応募者等の資格要件

応募企業若しくは応募グループの代表企業又は応募企業若しくは応募グループの構成企業のうち防災拠点の設計、工事監理若しくは建設の各業務に当たる者(事業者たる特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む。)は、それぞれ次の要件を満たすこととします。

ア 応募企業又は応募グループの代表企業の要件

(ア) 応募企業若しくは応募グループの代表企業又はこれらの者と入札説明書において示す一定の資本関係若しくは人的関係のある者が、次のa又はbのいずれかの実績を有していること。なお、実績は、日本国内におけるものに限らないものとする。

a 公共施設又は商業施設の運営の実績

b P F I法第2条第6項に規定する公共施設等運営事業の実績(構成企業として出資参加をした実績を含む。)

(イ) 参加表明書の受付時において自己資本が50億円以上であること。

(ウ) 参加表明書の受付時において令和4年度及び令和5年度愛知県入札参加資格者名簿(物品等)に登録されていること。ただし、名簿に登録されていない者で本入札への参加を希望する者は、参加表明書の受付時において入札参加資格審査の申請を行い、開札時において当該入札参加資格者名簿に登録されていること。

(エ) 開札時まで、令和6年度及び令和7年度に県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る入札参加資格審査の申請を行っていること。

イ 設計業務又は工事監理業務に当たる企業の要件

(ア) 当該業務に携わる企業の届出時において、愛知県建設局・都市・交通局・建築局入札参加資格者名簿に登録されていること。

(イ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

(ウ) 構造設計一級建築士の資格を有している者を配置すること。

(エ) 次のaからeまでに掲げる者のいずれかを配置すること。

a 技術士(都市及び地方計画)の資格を有している者

b 登録ランドスケープアーキテクト(R L A)の資格を有している者

c シビルコンサルティングマネージャー(R C C M)の資格を有している者

d 建設コンサルタント登録(造園部門)を受けている者

- e 公園（都市計画）の設計実績を有する者
- ウ 建設業務に当たる企業の要件
- (ア) イ(ア)に同じ。
- (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 愛知県建設局・都市・交通局・建築局における入札参加資格において、認定された経営事項評価点数が、建築工事業については1,200点以上、電気工事業については870点以上、管工事業については880点以上、土木工事業については1,140点以上、造園工事業については820点以上であること。
- (4) 応募者等の失格
応募企業又は応募グループの構成企業が、資格審査通過時点から落札者決定前までに(2)及び(3)を欠く事態が生じた場合は、失格とすることがあります。
- 3 入札説明書の公表方法等
- (1) 入札説明書等の公表方法
愛知県防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/bosai-kyoten/kyoten-nyuusatu.html>）において、令和5年10月20日（金）から公表します。
- (2) 入札説明書等に関する説明会の日時及び方法
- ア 開催日時
令和5年10月25日（水） 午後2時から
- イ 開催方法
(1)のウェブページに掲載します。
- (3) 参加表明書及び資格審査書類の提出
- ア 期間
令和5年11月17日（金）から令和5年11月24日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- イ 場所
愛知県防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室
名古屋市中区三の丸三丁目2-1（郵便番号460-8501）（東大手庁舎1階西側）
- ウ 方法
持参又は郵送によります。郵送による場合は、書留郵便とし、愛知県防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室に令和5年11月24日（金）午後5時までに必着とします。
- (4) 入札及び開札の予定日時及び場所等
- ア 日時
令和6年3月29日（金） 午後1時30分
- イ 場所
愛知県防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室
名古屋市中区三の丸三丁目2-1（郵便番号460-8501）（東大手庁舎1階西側）
- ウ 入札書等の提出方法
持参又は郵送によります。郵送による場合は、書留郵便とし、愛知県防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室に令和6年3月28日（木）午後5時までに必着とします。
- (5) 問合せ先
愛知県防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室
名古屋市中区三の丸三丁目2-1（郵便番号460-8501）（東大手庁舎1階西側）
電話（052）954-7478
- 4 落札者の決定方法
入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定します。
また、落札者決定基準については、入札説明書で示します。
- 5 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札保証金
免除します。
- (3) 入札の無効
愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第152条（入札の無効）の規定に該当する入札は、無効とします。
- (4) 契約書作成の要否
要

(5) その他

ア 契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることができます。

イ 詳細は、入札説明書によります。

6 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Design, construction, and operation of the main Wide-area disaster management base facility in Aichi prefecture under a PFI-BT concession.
- (2) Deadline for applications: 5:00 p.m., November 24, 2023 (Postal applications must reach us by 5:00 p.m., November 24, 2023.)
- (3) Bidding time: 1:30 p.m., March 29, 2024 (Postal bids must reach us by 5:00 p.m., March 28, 2024.)
- (4) Contact point: Disaster Prevention Base Section, Disaster Prevention and Crisis Management Division, Disaster Prevention Department, Bureau of Disaster Prevention and Security, Aichi Prefectural Government
3-2-1 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8501 Japan
Tel. 052-954-7478

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、次のように認定鳥獣捕獲等事業者の鳥獣捕獲等事業に係る変更の認定をした。

令和5年10月20日

愛知県知事 大村 秀章

1 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社 R & A コーポレーション

稲沢市千代一丁目14番地

代表者 橋本 幸郎

2 変更の内容

- (1) 捕獲従事者の削除及び追加
- (2) 捕獲従事者の狩猟免許の種類の削除
- (3) 捕獲従事者が使用する銃器の種類の削除及び追加

3 変更の認定の年月日

令和5年9月21日

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の8第2項の規定に基づき、次の認定鳥獣捕獲等事業者の認定の有効期間の更新をした。

令和5年10月20日

愛知県知事 大村 秀章

1 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社 R & A コーポレーション

稲沢市千代一丁目14番地

代表者 橋本 幸郎

2 更新の年月日

令和5年9月21日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

令和5年10月20日

愛知県知事 大村 秀章

1 (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大黒天物産株式会社

岡山県倉敷市西中新田297番地1

代表取締役 大賀 昭司

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ラ・ムー東海店

東海市名和町細田廻間12ほか21筆

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年5月21日

(4) 大規模小売店舗の概要

届出事項		概要		
小売業を行う者	氏名又は名称	大黒天物産株式会社		
	代表者の氏名	代表取締役 大賀 昭司		
	住所	岡山県倉敷市西中新田297番地1		
	その他小売業を行う者	なし		
店舗面積の合計		1,906㎡		
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による	
		収容台数	68台	
	駐輪場	位置	縦覧による	
		収容台数	128台	
	荷さばき施設	位置	縦覧による	
		面積	148.71㎡	
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による	
		容量	20.6㎡	
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻	24時間		
	小売業を行う者の閉店時刻	24時間		
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	24時間（一部午前6時から午後10時まで）		
	駐車場の自動車の出入口	数	2箇所	
		位置	縦覧による	
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで		

- (5) 届出の日
令和5年9月20日
- (6) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (7) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和5年10月20日（金）から令和6年2月20日（火）まで（日曜日、土曜日、令和5年12月29日、令和6年1月2日及び3日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (8) 意見書の提出期限及び提出先
令和6年2月20日（火）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 2(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社しまむら
さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号
代表取締役 鈴木 誠
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ファッションセンターしまむら北名古屋沖村店
北名古屋市北名古屋沖村西部土地区画整理事業12街区4ほか
- (3) 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年5月21日
- (4) 大規模小売店舗の概要

届出事項		概要	
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社しまむら	
	代表者の氏名	代表取締役 鈴木 誠	

	住所	さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号	
	その他小売業を行う者	なし	
店舗面積の合計		1,312㎡	
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	50台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	7台
	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	35.1㎡
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による
		容量	15.55㎡
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前10時
	小売業を行う者の閉店時刻		午後8時
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前9時30分から午後8時30分まで
	駐車場の自動車の出入口	数	3箇所
		位置	縦覧による
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		24時間

- (5) 届出の日
令和5年9月20日
- (6) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (7) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和5年10月20日（金）から令和6年2月20日（火）まで（日曜日、土曜日、令和5年12月29日、令和6年1月2日及び3日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (8) 意見書の提出期限及び提出先
令和6年2月20日（火）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるることができる。

令和5年10月20日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 (1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
代表取締役 大山 一也
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
i i a s（イーアス）春日井
春日井市六軒屋町字東丘22番地ほか
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
縦覧による。
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後	
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社西友	変更前に同じ
	代表者の氏名	代表取締役 大久保恒夫	同
	住所	東京都北区赤羽二丁目1番1号	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
	その他小売業を行う者	32名(縦覧による)	32名(縦覧による)

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
小売業者の住所の変更及び入退店のため。
- (6) 届出の日
令和5年9月19日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課(名古屋市中区三の丸三丁目1-2)
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和5年10月20日(金)から令和6年2月20日(火)まで(日曜日、土曜日、令和5年12月29日、令和6年1月2日及び3日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
令和6年2月20日(火)
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

2(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 日鉄興和不動産株式会社
東京都港区赤坂一丁目8番1号
代表取締役 三輪 正浩
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ東海荒尾店
東海市荒尾町丸根1番22ほか7筆
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
令和5年4月1日
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後	
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏名又は名称	日鉄興和不動産株式会社	変更前に同じ
	代表者の氏名	代表取締役 今泉 泰彦	代表取締役 三輪 正浩
	住所	東京都港区赤坂一丁目8番1号	変更前に同じ
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	なし	同

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
建物設置者の代表者の変更のため。
- (6) 届出の日
令和5年9月21日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課(名古屋市中区三の丸三丁目1-2)
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和5年10月20日(金)から令和6年2月20日(火)まで(日曜日、土曜日、令和5年12月29日、令和6年1月2日及び3日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
令和6年2月20日(火)
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、県営土地改良事業(室場南部地区)の土地改良事業計画を変更したので、次のように変更後の土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和5年10月20日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 期間
令和5年10月23日から令和5年11月20日まで
- 2 場所
西尾市役所

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、名古屋法務局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年10月20日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
東海市加木屋町	令和5年10月20日から 令和6年2月29日まで	公共測量（基準点測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、愛知県東三河建設事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年10月20日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
田原市	令和5年9月1日から 令和6年2月3日まで	公共測量（UAV搭載型レーザー測量及び数値図化）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、尾張旭市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年10月20日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
尾張旭市	令和5年10月5日から 令和6年3月31日まで	公共測量（デジタル空中写真撮影及び写真地図作成）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、知多新南土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年10月20日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
知多市新知	令和5年10月10日から 令和6年3月22日まで	公共測量（基準点測量及び出来形確認測量）

